

平成26年度 海外研修受入による農業農村活性化事業 企画提案募集要領

1. 趣旨

この要領は、平成26年度「海外研修受入による農業農村活性化事業」について、委託業者を選定するため、必要な事項を定める。

2. 事業目的

亜熱帯・島しょ性地域に適合した沖縄独自の技術やノウハウ等を有する農業の分野において、アジア・太平洋地域の国々等から海外研修生を受け入れ、国際協力の一翼を担いながら、事業を通して国際的なネットワークの形成を目指し、本県農業・農村の地域活性化を図ることを目的とする。

3. 応募参加資格

次に掲げる要件を原則として全て満たす企業又は団体であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。コンソーシアムの場合は構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (2) 海外研修生受入活動に精通し、沖縄県内の農家において研修実績を有していること。
- (3) 単独で事業を実施する場合は、沖縄県内に本店または支店等を設置している企業・団体であること。複数の企業・団体で事業を実施する場合は、沖縄県内に本店または支店等を有する企業・団体が必ず1社以上参加していること。
- (4) 別紙「業務委託仕様書」の目的に則るとともに、県の施策等を十分理解し、本業務の実施にあたって県と密接に連携できること。
- (5) 当該業務委託を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、専任担当者を2名以上、複数企業・団体にあつては、それぞれ1名以上の専任担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。

(注)地方自治法施行令(昭和22年5月3日号外政令第16号)第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

4. 応募方法

- (1) 申込期間 平成26年3月18日(火)～3月25日(火)17時まで
- (2) 申込方法

- ①別紙の[様式1]応募申込書をFAXまたはEメールにより受け付ける。
- ②FAX及びEメールの場合は送信の事前又は事後に必ず電話確認を行うこと。
- ③FAX及びEメールに起因するトラブルに関して沖縄県は一切責任を負わないものとする。
- ④コンソーシアムで申込む場合は、代表事業者が申込みを行うこと。

(3) 企画提案

- ①企画提案書の提出期限 平成26年4月9日(水)17時まで
- ②企画提案書の提出様式 別紙 [様式2]企画提案申請書
別紙 [様式3]企画提案書
別紙 [様式4]会社概要書
別紙 [様式5]積算書
別紙 [様式6]実績書
別紙 [様式7]誓約書

なお、コンソーシアムの場合は、様式4・6・7について、構成員ごとに作成するものとし、コンソーシアム協定書を添付すること。

- ③企画書の提出方法 持参又は郵送により提出すること。
なお、郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとする。提出期限内の必着とすること。
- ④質問がある場合は、FAX、Eメールいずれかの方法により、平成26年3月25日(火)17時までに、別紙 [様式8]質問書を提出すること。その際、受信確認をすること。回答は、3月26日以降に申込者全員にEメールにて回答する。
- ⑤企画提案内容の要件は、別紙 [業務委託仕様書] を参照すること。
- ⑥各様式は原則としてA4版、縦、左綴りとする。
- ⑦提出部数は、各様式10部。(原本1部、残りは原本写しを提出)

5. 業務委託内容

別紙 [業務委託仕様書] のとおり

6. プレゼンテーション

- (1) 実施日 実施日が決まり次第、申し込み者に連絡する。
- (2) 場 所 沖縄県庁 予定
- (3) プレゼンテーションは、提出された [企画提案書]、プレゼンテーション配布資料に基づき、プレゼンテーション15分、質疑応答5分で説明すること。
また、審査会場への入場者は3人以内とする。
なお、プレゼンテーション配布資料は、A4版、左綴りとし、審査員分用意し配布すること。

(4) プレゼンテーションを行う時間帯、配布資料の部数については実施日の3日前までに連絡を行う。

7. 審査の方法

- (1) 応募数が6社以上の場合は、沖縄県農林水産部営農支援課において1次審査(書類審査)を行い、上位5社について2次審査(プレゼンテーション審査)を行う。応募者が5社以下の場合は、1次審査は実施せず、応募資格要件の適合を確認した上で、全て2次審査の対象とする。
- (2) 2次審査については、沖縄県農林水産部営農支援課に設置する企画提案審査会において審査する。
- (3) 総合得点の高い方を上位として、当該業務の企画提案採択順位を決定する。
なお、この審査は順位を決定するものであり、契約を保証するものではない。
- (4) 前項によって1位となった応募者については、「沖縄振興特別推進交付金」の平成26年度予算交付決定後に、メールにて通知し、追って書面にて通知する予定。2位以下の応募者についても結果を同じ手法にて通知する予定。

8. 評価基準

- (1) 基本認識
 - ① 沖縄県農業における現状や課題について基本認識は有しているか。
 - ② 海外研修生を受入れる法律や諸制度等について基本認識は有しているか。
- (2) 企画提案書の内容
 - ① 当事業の目的に適切に対応した提案になっているか。
 - ② 提案内容は業務テーマに応じて、明確性、具体性、妥当性、実現性を伴っているか。また、事業成果の発展性は有しているか。
 - ③ 事業スケジュール、事業実施手順及び手法は妥当であるか。
- (3) 業務遂行体制・業務実績の評価
 - ① 業務を的確に実施するために必要な実施体制(人員配置、対応人数)、役割分担、責任体制が明確になっているか。
 - ② 類似業務等事務実績は十分か。

9. スケジュール

平成26年	3月18日(火)	公募開始
	3月25日(火)	応募申し込み締め切り
	3月25日(火)	質問締め切り
	4月9日(水)	企画提案書締め切り

※県議会において平成26年度予算が成立し、年度開始後に2次審査(プレゼンテーション審査)、採択決定を行い、交付決定後に審査結果の通知、契約を行う。
なお、平成26年度当初予算が議会にて否決された場合は契約を締結しない。

10. その他

- (1) 書類提出にあたっては、使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 事業者(コンソーシアム)当たり、企画提案書は1件とする。
- (3) 提出書類の作成・提出、ヒアリング、プレゼンテーションへの出席に要する費用等は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (4) プレゼンテーションに際しては、4(3)①の期限内に提案した企画提案書のみを用いるものとし、提出期限後の修正及び当日の追加資料の提出は一切受け付けない。
- (5) 提出された「企画提案書」については公表しない。
- (6) 「公募等プロポーザル方式に関する情報の公表要領」に沿って、次の内容を公表するものとする。
 - ①最優秀提案者とその評価点
 - ②全提案事業者の名称 ※申込順に記載
 - ③全提案事業者の評価点 ※得点順に記載
 - ④最優秀提案事業者の選定理由
 - ⑤その他
- (7) 審査過程において、記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。
- (8) その他詳細は、別紙「業務委託仕様書」のとおりとする。

11. 委託企業決定後の業務執行について

(1) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項(※)の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (2) 業務の実施に当たっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではない。
- (3) 本募集要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は県と協議すること。

※契約保証金について(抜粋)

101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他の予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 地方自治法成功令第 167 条の 5 及び地方自治法施行令第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 カ年に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認めるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて誠実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

問い合わせ、参加申込書等関係書類提出先

沖縄県農林水産部営農支援課 営農担い手班

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 県庁9階

電話番号 098-866-2280 FAX 098-866-2309

Eメール aa045004@pref.okinawa.lg.jp

担当者 根路銘・宮里